

議案第79号

北上市個人情報保護条例の一部を改正する条例

北上市個人情報保護条例（平成17年北上市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(4) 要配慮個人情報 <u>行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 国又は独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(4) 要配慮個人情報 <u>個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 国又は独立行政法人等（<u>個人情報保護法第2条第9項に</u></p>

情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人、実施機関以外の市の機関その他公共団体から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。

(8)・(9) [略]

3 [略]

規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人、実施機関以外の市の機関その他公共団体から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。

(8)・(9) [略]

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月3日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、所要の改正をしようとするものである。